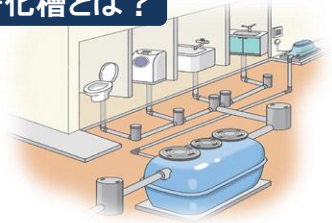


くみ取り式トイレ・単独浄化槽をご利用の皆様へ

令和5年4月更新

快適な生活ときれいな水のために
『合併浄化槽』を設置しませんか？

合併浄化槽とは？



トイレだけでなく台所、風呂の生活雑排水も処理する浄化槽です。トイレを水洗化できます。

佐賀市上下水道局は『市営浄化槽事業』による合併浄化槽設置を推進しています。

市営浄化槽事業（新設）ってなに？

- ・お客様から**分担金**を頂き、局が合併浄化槽の工事を行う事業です。
- ・工事後は毎月の**使用料**を頂きながら局が浄化槽の維持管理を行います。
※本事業は公共下水道等が整備されない浄化槽区域のみを対象としています。

分担金や使用料はいくらかかるの？

- ・分担金と使用料は**浄化槽の大きさ(人槽)**ごとに決まっています。

※駐車場仕様など特別な構造となる場合は、別途費用が発生します。



■工事分担金一覧

人槽区分	分担金
5人槽	12万円
7人槽	15万円
10人槽	20万円
11人槽以上	お問い合わせ下さい

■使用料一覧

人槽区分	使用料
5人槽	2,619円/月
6～7人槽	3,143円/月
8～10人槽	4,191円/月
11人槽以上	お問い合わせ下さい

どうやって申請するの？

- ・まずは佐賀市の**排水設備指定工事店**にご相談ください。
- ・指定工事店が申請書を作成し、**代行申請**を行います。

※指定工事店につきましては、裏面の「佐賀市排水設備指定工事店一覧」をご確認いただくか、佐賀市下水道工事協同組合(37-9788)にご相談ください。



浄化槽以外の工事はどうするの？

- ・便器の交換や排水管の設置は、**個人負担での工事**をお願いします。

お問い合わせ先：TEL 0952-34-5047（直通）

佐賀市上下水道局 給排水設備課 浄化槽係